

平成 22 年 3 月 31 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2010

課題番号：19730097

研究課題名 (和文) 著作権信託の構造

研究課題名 (英文) The Structures of Copyright Trusts

研究代表者

諏訪野 大 (SUWANO OKI)

近畿大学・法学部・准教授

研究者番号：60368280

研究分野：知的財産法および隣接分野

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：著作権、信託、信託業、著作権等管理事業、知的財産、知財信託、無体物、ライセンス

1. 研究計画の概要

(1) 研究目的

①著作権信託は受託者義務の具体的な内容など明確でない点も多い。著作物が無体物であるという特殊事情を考慮しつつ、著作権信託の構造を明らかにする。

②著作権信託において併存する信託業法と著作権等管理事業法との関係について、上記の著作権信託の構造に関する研究結果と互いにフィードバックさせながら、2つの業法を比較し、両者の関係を明確にする。信託業法において著作権の信託ができることとなった現在、著作権等管理事業法の存在意義はどのようなものであるかについて研究を行う。

(2) 研究内容

①著作権法、著作権等管理事業法、信託法、信託業法の機械的な条文比較のみに終始しないよう、1922年の信託法・信託業法の制定および1939年の仲介業務法の制定から現在に至るまでの過程をしっかりと把握し、今後の法改正についてもその位置づけを鳥瞰できるようにするため、時間的観点からの考察を行う。

②信託法には、受託者の義務等の内容を適切な要件の下で合理化することが掲げられており、無体物であるという著作物を対称にしているという特質を念頭に置きながら、これらの規定が著作権信託にどのような影響を与えるのかを考察し、著作権信託の構造に関する研究を行う。

③仲介業務法制定の際には欧米の法制が参考とされており、とくに音楽著作権については諸外国に管理事業者制度があるため、比較対象として有益であり、比較法的観点からの考察を行う。

2. 研究の進捗状況

(1) 時間的観点からの考察については、すでに信託法・信託業法が存在していた以降に制定された法律、とくに1934年の仲介業務法および1970年の著作権法の制定過程について重点的に研究を行ってきた。

旧信託業法が信託財産の制限を行っていたが、同法の所管官庁であった大蔵省と著作権法の所管官庁であった内務省との間で協議が行われ、旧信託業法の改正がなされ、著作権も信託財産となるまでの過渡的な法律として、仲介業務法が制定されていたことが明らかになってきた。

また、現行著作権法の草案では、信託に関する条文が起草されていたが、結局、削除されており、その理由・過程についても調査を継続している。

(2) 著作権信託の構造に関する研究では、著作権信託契約と出版権設定契約の類似性が明らかになってきた。両契約はともに、その基礎に当事者の信頼関係が存在することを前提にして、出版権者・受託者はそれぞれ

特有の義務や責任を負い、契約締結後には著作権者・委託者が著作物の利用ができなくなるにもかかわらず、結局のところ、著作権者・委託者のコントロールがその著作物の利用に及ぶ。

ただし、出版権は、その名のとおり、出版行為についての独占的ライセンスであり、音楽の演奏や映画の上映などのような形態の著作物の利用には適用できない。

結局、著作権等管理事業法に基づく信託によってライセンス制度の欠陥を補っているという構造を有していることが明らかになってきた。

(3) 比較法的観点からの考察

信託発祥の地であるイギリスに赴き、当地での著作権信託を状況を調査した。イギリスの知的財産法および信託法の複数の研究者と議論をする中で、著作権の信託は当然可能であるが、あまりなされていないということが彼らの一致した見解であった。

JASRAC に相当するイギリスの著作権管理団体である PRS for Music の契約書を検討すると、信託ではなく、独占的ライセンスで対応している。これは独占的ライセンシーに差止請求等が認められるという英国の著作権法制度・判例が前提となっており、信託を設定しなくても、ライセンシーが権利者と同等の権限を持ちうるためであった。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

最終年度に研究成果を論文として公表することが、当初からの予定である。

論文作成に向けて、既述した研究計画で想定していた各種の調査、ならびにそれに基づく考察については、「2. 研究の進捗状況」に記載したとおり、順調な進捗状況を示している。

著作権信託については、先行研究がほとんどなく、すべての面において、新たな問題に対して、独力で研究を進めなければならない状況であり、細かな点では、さらに研究を進めるべき部分はあるが、論文を作成できるだけの調査・考察は十分に行われてきたと考えている。

それゆえ、「②おおむね順調に進展している」という達成度を選択することが妥当であると思われる。

4. 今後の研究の推進方策

これまで行ってきた研究の方向性には、とくに問題がないと考えているため、今後も、これまでどおりに研究を進めていく予定である。

既述のとおり、時間的観点からの考察、著作権信託の構造に関する研究および比較法的観点からの考察という3つの観点から研究を進めている。

今後は、これらの3つの観点を総合的に関連づけながら、最終的な研究目的である著作権信託の構造を明らかにすることと、著作権信託において併存する2つの業法、すなわち、信託業法と著作権等管理事業法の関係について、上記の研究結果と互いにフィードバックさせながら、両者の関係を明確にすることに向けて、さらに研究の速度を上げ、論文作成を行っていくよう努めていく。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)